

「消防署のほうから来ました～」

住宅用の火災警報器や消火器の訪問販売に注意！



- 福島県内の既存住宅の場合は、住宅用火災警報器を平成23年(2011年)5月31日までに設置することが義務付けられました。
- 住宅用火災警報器の未設置に対し罰則はありませんが、命や財産を守るうえで必要な設備です。
- 訪問販売は契約書面を受け取ってから8日間以内であればクーリング・オフが可能です。
- 住宅用火災警報器を購入する場合は、日本消防検定協会のNSマークで品質が保証されているものが安心です。
- 住宅用火災警報器の販売や取扱い、点検などのお問い合わせは、(財)日本消防設備安全センター
住宅用火災警報器相談室 0120-565-911



NS マーク



福島県消費生活センター
相談専用電話：024-521-0999